

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 令和2年度第3回 芦屋市自立支援協議会 |
| 日時 | 令和3年3月25日 木曜日 午後1時30分～午後3時00分 |
| 場所 | 本庁舎東館3階 大会議室 |
| 出席者 | 会長 堺 敦 副会長 木下 隆志 委員 土田 陽三 丸山 千尋 藤川 喜正 芦田 朗子 松本 有容 木村 嘉孝 朝倉 己作 齊藤 登 岡本 直子 加納 多恵子 脇 朋美 三芳 学 古結 香南 津田 美穂 安藤 千枝子 齋藤 正樹 福田 晶子 安達 昌宏 欠席委員 仲西 博子 田淵 雅樹 藤永 紀代美 オブザーバー 中野 美智子 事務局 柏原 由紀 長谷 啓弘 川原 聖貴 高橋 和稔 北村 惟子 関係課 地域福祉課 山川 尚佳 中山 裕雅 吉川 里香 子育て推進課 小川 智瑞子 |
| 事務局 | 障がい福祉課 |
| 会議の公開 | ■ 公開 |
| 傍聴者数 | 4 人 |

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で23人中20人の委員の出席により成立

(2) 会長挨拶

(3) 議事

①基幹相談支援センター事業報告について資料2

②専門部会活動報告について資料3

③実務者会活動報告について資料4

④移動支援事業の見直しについて資料5

⑤その他

(4) 閉会

2 提出資料

資料1 芦屋市自立支援協議会委員名簿

資料2 芦屋市障がい者基幹相談支援センター事業報告

資料3 自立支援協議会専門部会について

資料4 自立支援協議会実務者会について

資料5 移動支援事業の見直しについて

3 審議経過

(1) 基幹相談支援センター事業報告について

芦屋市基幹相談支援センター三芳センター長より、基幹相談支援センター事業報告について説明

(堺会長)

1年間の基幹相談支援センターのセンター長としての細かい資料に基づいて報告がございましたが、何かご意見ございましたらお願いします。

(朝倉委員)

虐待についてなんですけども、割合としては知的障がいのある人が多いですか。

(三芳委員)

今年度の実績で見ますと、精神障がいのある人に対する虐待通報が多かったという印象です。

(朝倉委員)

当事者の親の会で、虐待を減らすために何かお手伝いできるようなことはないのかと思っています。何かいいアイデアがありましたら言っていただければと思います。例えば育成会では毎月会報を出していますから、そこで周知を図っていただいてもいいと思っています。

(三芳委員)

ご提案ありがとうございます。どういった周知文を掲載するかは、今後行政や権利擁護支援センターと一緒に考える機会を設け、検討したいと思います。

(堺会長)

積極的なご意見でございました。ありがとうございます。木下副会長も、基幹相談支援センターの業務に対して何かとお力添えをいただきまして本当にありがとうございました。

いろいろ気がついたことがありますので、簡潔にお伝えしておきます。

まず、資料の中に各事業者との指導・助言という言葉がたくさんあります。字面だけを見ていると、少し上から目線で言っているような気がします。例えば、相談支援の大きな枠の中の二つ目に、「相談支援事業者への指導・助言」と書かれています。基幹相談支援センターから相談支援事業者への指導・助言というのは、少しきつい言い方のように感じます。たしかに業務としては基幹相談支援センターが県から得た情報を流すということもあるかもしれませんが、やはり現場の困りごとを聞き入れるということで、基幹相談支援センター・相談支援事業者双方向の関係性であってほしいと思います。

次に、資料の右側には新年度の事業についても触れられており、基幹相談支援センターは今後事務局機能に徹すると書かれています。個人的には徹するという事に違

和感があります。やっぱり、個別ケースも対応していくことで、幅広く柔軟性を持つことができますし、現場の苦勞みたいなものも汲み取ることができると思います。そこは誤解を生まないように動いていただきたいと思います。

最後に、先日地域福祉課主催の会議でZ o o mを利用していました。途中聞き取りづらいつころもありましたが、非常にいい取組だと思いました。その会議の中で、65歳問題P Tについて報告がありました。おそらく地域福祉課と障がい福祉課が連携してプロジェクトを進めていただいていたと思いますが、そういった連携についても、もっと積極的にやっていただけたらと思います。そのほか、ご意見ございますか。

(三芳委員)

では、その3点について、補足をさせていただきます。

1点目は相談支援事業者への指導・助言という記載が少しきつい感じがするということでした。この指導・助言については、芦屋市の基幹相談支援センターがそのように考えているということではなく、国から基幹相談支援センターはこのような事業を実施してくださいと書かれていますので、国の方針に基づき、どの事業がどの方針に当てはまるのか明確にするため、そのまま記載したという次第です。ただ、その記載の右側については独自で記載している部分でございまして、そこには、指導までは記載しておらず、我々はそのようなご指摘の考えには立っていないということをお伝えしておきます。

2点目ですが、基幹相談支援センターは事務局機能に徹した方がいいということでした。こちらは、後で説明します実務者会の改編の部分で、少し説明させていただこうと思っていましたので、ここでは簡単に説明しておきます。ここ数年、専門部会で取り組んだ事業を次年度以降も継続して実施しているのですが、それら継続事業については基幹相談支援センターの職員だけで実施しているという現状がありました。毎年のように基幹相談支援センターの事業が増えていますので、そうすると体力が持ちません。そこは市内事業所の方など関係機関で役割分担をしていく、プロジェクトに関しては実行委員会方式にしながらいろんな人を巻き込んでやっていく、そうすることで関係機関の方は芦屋市の事業に主体的に関わってもらえることになります。そういう意味でも、基幹相談支援センターは事務局機能に徹していった方がいいのかなというところでの記載になっております。

3点目は65歳問題P Tの件になります。社会福祉協議会が事務局を担っている地域福祉推進協議会の下部組織であります地域ケアシステム検討委員会のプロジェクトの一環として、この65歳問題P Tが取り扱われています。そのプロジェクトチームの構成員として基幹相談支援センターも加わっており連携を図って取組を進めています。以上になります。

(堺会長)

ありがとうございました。

(2) 専門部会活動報告について

芦屋市基幹相談支援センター三芳センター長より、専門部会活動報告について説明

※取組内容のビデオ上映

(三芳委員)

今年度は、こういった動画を撮影し、Twitter等で展開していくことで障がい理解を広める取組を実施しました。この取組を来年度のイベント開催に繋いでいくことを考えていますが、我々が実施しようと考えていたイベントについては、現在他団体でも同じようなことを考えておられるということを知っておりますので、同じ取組であれば連携を図りながら進めていこうと考えています。ちなみに考えている事業は地域啓発のスタンプラリー的なものになります。専門部会としての報告は以上になります。

(堺会長)

ありがとうございました。引き続き実務者会の報告をお願いします。

(3) 実務者会活動報告について

芦屋市基幹相談支援センター三芳センター長より、実務者会活動報告について説明

(堺会長)

ありがとうございました。それぞれ委員の皆さんから指摘したいこともあると思いますが、会議時間も限られていますので、後ほど質問する時間を設けたいと思います。私から少しだけ意見を述べておきます。

今回いろいろ検討した結果、実務者会・専門部会の運営方法を見直すことになりました。この場には多方面から様々な方が参加されていますので、おそらく大なり小なり指摘したいことはたくさんあると思いますが、まずは、これから新たな形で運営することになりますので、部会の構成員の皆様はぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思います。

運営方法に様々な課題がある中で、課題解決を図るために新たな取組を進めることになります。今回の取組によりその課題が解決するかもしれませんが、課題というのは次から次へと発生する、言わば連続性みたいなものがあります。三芳センター長がリーダーシップを発揮して頑張っていただきたいと思います。

(4) 移動支援事業の見直しについて

事務局長谷より、移動支援事業の見直しについて説明

(堺会長)

ありがとうございました。移動支援について詳しくご説明いただき、隣接する各市の実情もよく分かりました。芦屋らしい移動支援事業を構築するにしても、それぞれの市にそれぞれの事情があり、また、当事者の方、移動支援事業を展開する事業者の皆さんの思いもありますので、やはり限界はあると思います。理想はあると思いますが、現実の部分をしっかり踏まえ検討を進めていただきたいと思います。今年度中に見直すことはできませんでしたが、最終的にはいい結論が出ればいいなと思います。

(木村委員)

前回芦屋市の実情ということで、標準利用時間がないことから他市と比べて1人の利用時間数が多い、それが積もり積もって全体の時間数も非常に多くなり財政的にも厳しいという話がありました。

ただ、知的障がいのある人の場合は障がい福祉サービスの行動援護を利用することができますので、移動支援だけではなく行動援護も併用しながら進めていけばいいと思っています。そうすることで、芦屋市の負担も少しは軽減できるのではないのでしょうか。ぜひ一度ご検討いただければと思います。

(事務局 長谷)

ご意見ありがとうございます。前回の自立支援協議会でも少しご説明させていただいたかもしれませんが、行動援護については、芦屋市における支給決定者数は1件しかございません。なぜここまで少ないのかと言いますと、行動援護の利用対象者は、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目の合計点数が一定の点数以上の方が利用できるサービスとなっておりますので、まずは利用対象者自体が少ないというのが1点。

そして、もう1点は、そもそも行動援護の事業指定を受けておられる事業所が近隣にあまりないという状況にあります。おそらく後者の理由の方が大きいと感じています。そういった状況もありますので、行動援護の利用者数はなかなか伸びていません。

木村委員のご意見のとおり、移動支援を利用している方の何人かでも行動援護にシフトすれば、芦屋市の課題も少しは解消されることとなります。ただ、先ほどもご説明しましたとおり、まずは、その行動援護の事業指定を受けている、行動援護を利用できる事業所が増えていくことが条件になってくると考えておりますので、事業所の動向も見極めながら検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

(堺会長)

引き続きよろしく申し上げます。

(5) その他について

(事務局 柏原)

活発なご協議ありがとうございました。議事として予定していました4つが終わりましたが、5つ目として福田委員より、日常生活用具の支給に関して、自立支援協議会で提言したいというお話がありましたので、ご説明いただければと思います。

(福田委員)

ありがとうございます。今回は日常生活用具給付事業について、提言したいことがあり少し時間をいただきました。

現在、芦屋市の日常生活用具給付事業については、芦屋市に実施要綱が定められており、そこに用具にかかる種目、基準額、耐用年数等が規定されています。種目として入浴補助用具とか、移動・移乗支援用具など細かく分類はされており、またそれぞれの種目ごとに基準額や耐用年数というものが決められています。

ここで例を挙げますと、この入浴補助用具では給付基準額が9万円、耐用年数が8年ということになっておりまして、他の種目でもそれぞれに給付の基準額、耐用年数が決められています。

例えば入浴補助用具として挙げられるのが、浴槽のふちにかかる手すりやシャワーチェアなどになり、それぞれ同じ種目であっても使用用途は全然違います。手すりだと浴槽を跨ぐ際に使うもの、シャワーチェアは介助しながら安全に洗うために使う椅子になります。1年目に浴槽のふちにかかる手すりを購入したとして、それが1万円とか2万円とかいう額であったとします。その翌年にシャワーチェアが必要になったので、購入しようとした際に、耐用年数の8年が経過していないということで、使用用途が全然違うシャワーチェアが購入できないといった事態が起きています。やはり用途が違うもので、しかも基準額を満たさない場合は支給を認めていただきたいと思います。

神戸市では、芦屋市と同じように耐用年数8年という年数の制限はあるにしても、給付基準額の9万円までは何度申請しても構わないというような文言があります。この部分について検討していただければと思います問題提起をさせていただきました。

(堺会長)

ありがとうございました。耐用年数の壁を破って欲しい、要するに柔軟に考えてくださいということだと思います。

この提案については、先ほどの移動支援事業の見直しと同様、どれぐらい追加で予算が必要なのか、ということも検討材料としては把握する必要があると思います。すぐには解決できないとは思いますが、ただ一方で他市ではそのように運用している実態もありますので、芦屋市でも検討していただければと思います。何か補足はありますか。

(事務局 柏原)

ありがとうございました。他市の状況、他の制度と比較した際のバランス、そういったところも含めて検討していく必要がございます。担当者もこの課題については認

識しているところでありますので、今後どのような形にするのがいいのか、またこの場で協議ができればと思っております。

(堺会長)

ありがとうございました。その他に報告はありますか。

事務局柏原より、障がい者（児）福祉計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画について、芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例について、芦屋市役所本庁舎北館1階カフェについて報告

(堺会長)

報告ありがとうございました。それでは、この会を締めるにあたりまして、木下副会長のほうから閉会のご挨拶をお願いします。

(木下副会長)

何人かの方が人事異動・退職等で自立支援協議会を卒業されることになりました。やはり卒業される人がいることは寂しいことですが、課題については引き続き残っていますので、来年度新たな方を迎えた中で頑張っていければと思います。

今日は障がい理解の周知啓発の動画を見させていただきました。基幹相談支援センターの方に動画の撮影について話を聞く機会があったのですが、とても楽しんでやったということをお聞きしました。そういった楽しんでやるという空気感も含めて、視聴される皆さんに伝わればいいなと思います。

実際この報告書の中でも65歳問題プロジェクトですとか、地道に他機関と連携しながら一定の成果を出している取組もあります。この65歳問題プロジェクトの取組は、高齢介護の予防介護事業とも連携できる非常に重要な仕組みになるのではないかと思います。自立支援協議会は課題ばかりを話し合うのではなく、できているところの評価もしていくべきだと思っておりますので、そういったいい取組についてはもっと発表していただければいいかなと思えました。

本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

以上